

北朝鮮による拉致被害者に対する万全の支援及び拉致問題の解決促進に関する決議

平成二十二年三月二十六日

参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

北朝鮮による拉致は我が国の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、未曾有の国家的犯罪である。我が国はすべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるとともに、拉致に関する真相の究明と拉致実行犯の引渡しを強く要求している。

これらの点にかんがみ、参議院においては、これまで複数回にわたり拉致問題の解決を求める決議を行ってきたが、この際政府に対し改めて、平成十四年に帰国した拉致被害者及びその家族に対する支援措置に万全を期すとともに、拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとの不動の立場から北朝鮮との間で粘り強く協議を進め、次の諸点に留意し、拉致問題の抜本的解決の促進に遺漏なきを期すことを求める。

一、平成十四年に帰国した拉致被害者及びその家族並びに今後帰国する拉致被害者等の自立及び生活基盤の再建等に資するよう、国、地方公共団体、民間団体等の連携に留意し、支援策の実施に十全の対応をすること。

二、政府は、適時適切に、拉致被害者等支援法改正後の実施状況、帰国した被害者の生活基盤の再建等の状況及び補償の問題、未帰国の被害者の状況等を勘案の上、被害者の支援について万全を期すこと。

三、政府認定に係る拉致被害者以外で、拉致の疑いのある事案についても、その真相究明に積極的に取り組むとともに、拉致被害者の認定を進めること。

四、拉致問題に関与した責任者等の厳正な処罰の執行とその報告、具体的な再発防止策の確立、拉致被害者に対する損害賠償の確実な履行について、北朝鮮に対し強く求めること。

五、政府は拉致問題がいまだに全面解決に至っていないことを踏まえ過去の検証を行うこと。

右決議する。